

平成 27 年 5 月 21 日（木）
午後 3 時 30 分
全員協議会室（中層棟 4 階）

第 1 回 吹田市総合教育会議

次第

- 1 開会あいさつ
- 2 総合教育会議の運営について
- 3 今後の会議について

配布資料

- 資料 1 総合教育会議について（文部科学省通知より）
- 資料 2 吹田市総合教育会議運営要領（案）
- 資料 3 吹田市総合教育会議の傍聴の取扱に関する要領（案）

総合教育会議について（文部科学省通知より）

1 総合教育会議設置の趣旨

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第1条の4第1項）

総合教育会議は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有する地方公共団体の長と教育委員会とが、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としている。

2 総合教育会議の運営に関する事項

（地教行法第1条の4第2項、第6項、第7項、第9項）

設置根拠は法により定められており、会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合意を持って、運営に関し必要な事項を決定されるものである。

会議は地方公共団体の長が招集するものであるが、教育委員会の側から招集を求めることもできる。また、会議は原則、公開とし、会議の終了後は議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。

3 総合教育会議で協議・調整する事項

（地教行法第1条の4第1項）

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策

吹田市総合教育会議運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定により平成27年4月1日に設置された吹田市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（所管事項）

第2条 会議において協議し、又は調整する事項は次のとおりとする。

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) その他市長又は教育委員会が必要と認める教育行政に関する課題

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取等）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があるときと認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、行政経営部企画政策室において処理する。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要領は、平成27年5月21日から施行する。

吹田市総合教育会議の傍聴の取扱いに関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、吹田市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴）

第2条 会議の傍聴は、これを認めるものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、市長は会議の構成員の意見を聴いて、傍聴を認めないものとすることができる。

（傍聴者の定員）

第3条 傍聴者の定員は、会場の広狭に応じて定めるものとする。

（傍聴の手続）

第4条 傍聴の手続は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会時刻の15分前から開会時刻までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。
- (3) 会議を傍聴しようとする者が会議の開会時刻に定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。この場合、抽選は会議の開会時刻に公開で行うものとする。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる場合

（傍聴者の守るべき事項）

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) ビラの配布、プラカードの掲揚、はち巻の着用等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) 携帯電話、スマートフォン等を使用しないこと。
- (8) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第7条 傍聴者は係員の指示に従わなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、市長は傍聴者を退場させることができる。

（会議資料の閲覧）

第8条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月21日から施行する。